

第4章

計画の推進体制



**HIRAKATA Bicycle
Utilization Promotion Plan**

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

2. フォローアップ及び見直しについて

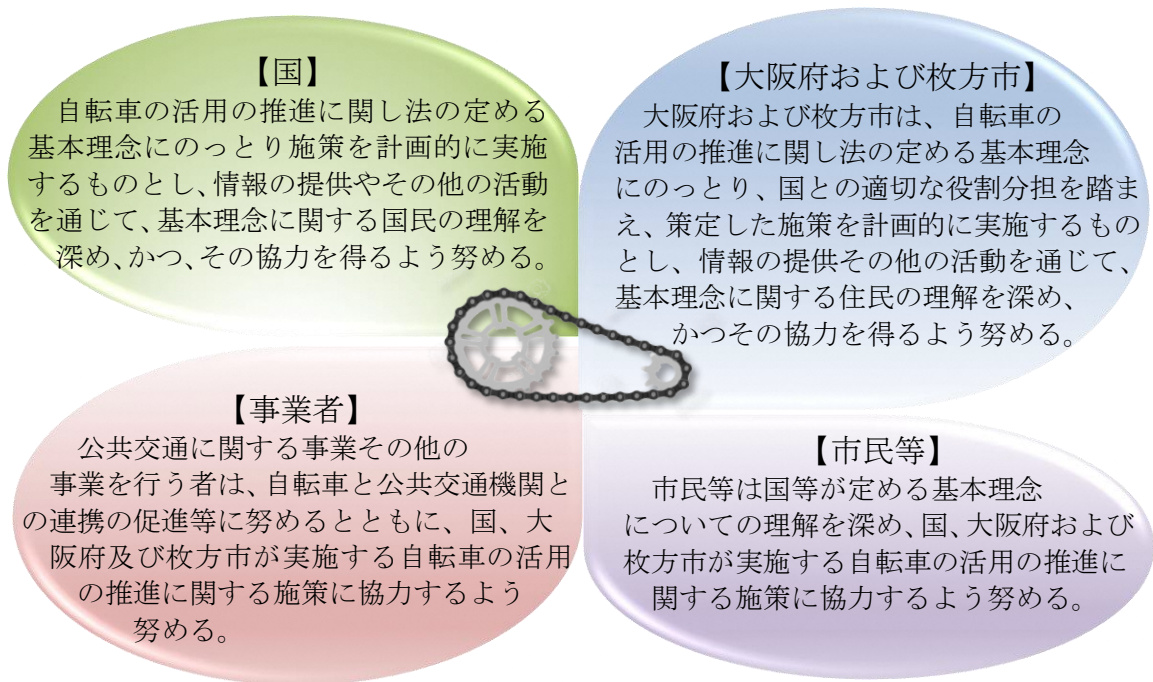


写真：国土交通省他

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係者が下に示す役割のもと、国、大阪府及び枚方市が法に定める基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力し自転車の活用推進に努めるものとします。



2. フォローアップ及び見直しについて

本計画については、必要に応じて関係機関からの助言を受けつつ、毎年度各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、計画期末までに、施策の効果に関する総合的な評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行います。

なお、国の推進計画、及び大阪府の地方版推進計画において改定がなされた場合には、改定内容と当該計画の記載内容との整合性を確認したうえで、必要に応じた見直しを検討します。



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。



写真：国土交通省他